

# 高知県緑化促進事業費補助金 (R5当初予算8,000千円)

林業環境政策課

## 補助の目的

県民の森林に対する理解と関心を高め、緑を育み、守る活動につなげることを目的とし、幅広い県民が利用する公共的空間等を郷土樹種(注1)を用いて緑化し、県土の緑化を総合的に推進する。

## 補助要件

補助対象者 : 市町村、市町村教育委員会、社会福祉法人、医療法人、財団法人、県内に事務所を置く企業、団体(政治団体又は宗教団体は除く)などであって、補助事業完了後も責任をもって継続的に樹木の育成管理を行える団体

補助対象施設 : 教育・保育施設(注2)、地方公共団体の整備する施設、又は木材を利用したPR効果の高い公共的施設(注3)

補助対象経費 : 郷土樹種を活用した、モデル的な緑化(注4)における植樹や樹木展示に要する経費(樹木・プランター購入費、運搬費、土壌改良費、産業廃棄物運搬処理費、工事請負費(契約に係る事務雑費を除く)、設計等委託料(契約に係る事務雑費を除く))とする。ただし、工事のために必要な実施設計、測量及び調査は外注した場合に補助対象経費とする。

補助額 : 市町村、教育・保育施設:10/10以内、上限6,000千円/事業  
その他:5/10以内(ただし大企業(注5)に該当する場合は1/3以内)、上限6,000千円/事業

補助条件 : ア 補助事業者とは別に事業地を管理している管理主体がある場合は、その管理主体及び関係者等の書面による同意があること。  
イ 郷土樹種の植栽を伴う事業であること。  
ウ 1事業の補助金額が400千円以上であること。ただし、近接する場合は、複数箇所であっても1事業とみなす。  
エ 運営が適正に行われ、経理や運営内容を報告できる団体であること。  
オ 任意団体の場合は構成員が5人以上であること。  
カ 県ホームページ等による実施事業の公表に異議がないこと。

## 各種基準について

- (注) 1 「郷土樹種」とは、高知県に自生する樹種のことをいう。  
2 「教育・保育施設」とは、学校教育法第1条で定める学校(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校)及び子ども・子育て支援法第31条で定める特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)。  
3 「公共的施設」とは、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令(平成22年政令第203号)第1条の規定による公共建築物(社会福祉施設、病院若しくは診療所、運動施設、社会教育施設又は旅客の乗降若しくは待合の用に供する建築物)及び不特定多数の県民等が利用する公共的施設(銀行、信用金庫、農業・漁業協同組合金融機関の事務所等金融機関の店舗、郵便局、ホテル・旅館、百貨店、スーパーマーケット、道の駅をいう。)とする。  
4 「モデル的な緑化」とは、教育・保育施設、観光施設や交通の拠点となる空港、駅、港等の公共的施設であって、緑化を行う場所自体が高いモデル性や展示効果を持ち、今後の取組の好例となりうるものに対する緑化であること。  
5 「大企業」とは、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律第2条第2項に定める大企業。